主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三浦義一の上告趣意は末尾添附別紙記載のとおりである。

論旨は、刑訴四〇五條の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――條 を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四條、三八六條一項三号により、裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和二六年一月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷	Ш	太	_	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介